

教育委員会 7 月定例会会議録

1 会議の名称 中之条町教育委員会 7 月定例会

2 会議の期日 令和 7 年 7 月 17 日（木）

3 会議の場所 中之条町ツインプラザ 研修室 1

4 会議に出席した委員・教育長

教 育 長	山口 暁夫
委員（教育長職務代理者）	湯本 茂夫
委 員	石田 優子
委 員	奈良 保宏
委 員	塚田 夕子

5 会議に出席した職員

こども未来課長	山本 伸一
生涯学習課長	剣持 和美
次長兼教育指導係長	湯浅 成夫
学校教育係長	唐澤 将希
六合こども未来係長兼六合生涯学習係長	中沢 芳宏
総務係長	外丸 綾子

6 議 事

議案第 1 号 教職員の人事について

議案第 2 号 中之条町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について

議案第 3 号 令和 7 年度 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第 4 号 中之条町スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第 5 号 「令和 7 年度 ぐんま県民カレッジ『地域の多様な学び講座』」の共催について

議案第 6 号 「第 63 回 群馬県母親大会」の後援について

7 協議事項

（１）幼児教育の在り方について

（２）その他

8 その他

（１）問題行動及び教育支援センター「虹」、相談室・保健室利用、日本語サポート教室「未来」

の状況について

- (2) 管内幼稚園、小・中学校の夏季休業について
- (3) 「2025 サマー・イングリッシュ・セッション」について
- (4) その他

9 事務連絡

8月定例会 8月21日(木) 午前9時30分から ツインプラザ 研修室1

10 開 会

午前9時30分、教育長、教育委員会会議の開会を宣す。

教育長より挨拶

11 会議録署名委員の指名

こども未来課長が今回の会議の会議録署名委員に、奈良保宏委員を指名

12 会期の決定

会期の決定 本日一日限り

13 会議録の承認

6月定例会会議録について、全員異議なく承認

14 報告事項

(1) 教育長等執務報告

教育長より、令和7年6月27日から令和7年8月21日までの行事等について報告

(白根開善学校創立47周年記念式典、アウトメディア推進委員会・いじめ防止等のための連絡協議会、町奨学金貸付審議会、県町村教育長研修会、沢田幼稚園計画訪問、町教育支援委員会、町議会臨時会、高齢者叙勲伝達、郡教育長会議、県教育長人事会議、博物館「ミューゼ」運営審議会、町ゲートボール協会大会、町産業文化祭実行委員会、町給食センター運営委員会、町文化財専門委員会、町内対抗野球大会、サマー・イングリッシュ・セッション、非核平和行進、町健康づくり推進委員会、少年の主張吾妻地区大会、次回定例教育委員会など)

15 会議における議事の経過及び発言趣旨

議案第1号 教職員の人事について

教育長から、これからの審議は教職員の人事に関する案件である旨の発言があり、こども未来課長を除く他の職員は退室した。

教育長の指示により退室した職員が入室し、湯本教育長職務代理者が、議案第1号については審議が終了し、決定された旨を告げた。

議案第2号 中之条町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について

こども未来課長より、議案資料について説明

国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の引上げを踏まえ、準要保護者に対する卒業アルバム代並びにオンライン通信費に係る援助費の支給額を増額するほか、教育事務の委託並びに区域外就学に係る者を支給対象者に加える規定を追加するため、要綱の一部を改正するものである。

異議なく、原案のとおり承認

議案第3号 令和7年度 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

総務係長より、議案資料について説明

小学生31名、中学生22名、計53名、35世帯から申請があり、中之条町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の規定に則り、審査を行ったところ、2世帯が認定要件に該当しないことが判明した。

については、小学生30名、中学生20名、計50名、33世帯については認定要件を満たしていることから、認定をお願いしたい。

異議なく、原案のとおり認定

議案第4号 中之条町スポーツ推進審議会委員の委嘱について

生涯学習課長より、議案資料について説明

中之条町社会教育委員長の交代に伴い構成員を変更したい。なお、委嘱期間は前任者の残任期間とする。

異議なく、原案のとおり承認

議案第5号 「令和7年度 ぐんま県民カレッジ『地域の多様な学び講座』」の共催について

生涯学習課長より、議案資料について説明

主催は群馬県教育委員会であり、申請者である吾妻教育事務所から、開催会場の所在する町村教育委員会に共催依頼が行われた。開催要項に示された事業の目的をご理解のうえ、承認をお願いしたい。

異議なく、承認

議案第6号 「第63回 群馬県母親大会」の後援について

生涯学習課長より、議案資料について説明

申請者は群馬県母親連絡会、主催は第63回群馬県母親大会実行委員会である。令和3年度において、同事業で後援を承認していることや、既に中之条町が後援の承認を決定していることから承認して問題ないと考えられる。

異議なく、承認

○午前10時32分：休憩

○午前10時40分：再開

16 協議事項

(1) 幼児教育の在り方について

こども未来課長より、資料について説明

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園の違いについて動画視聴を行い、いずれの園種においても、3歳から5歳までの小学校就学を意識した保育（延長保育、預かり保育は除く）は、全て幼児教育と定義されていることを確認
- ・ 幼稚園、認定こども園（幼保連携型）、保育所の制度比較について説明
- ・ 認定こども園4類型について、①幼保連携型認定こども園、②幼稚園型認定こども園、③保育所型認定こども園、④地方裁量型認定こども園の比較を説明
- ・ 幼保連携型認定こども園の認可基準について説明
- ・ 幼保連携型認定こども園における教育・保育要領について説明
- ・ 保育の必要性の認定について説明
- ・ 郡内の保育施設の状況について説明

当町の幼児教育の在り方について検討するうえで参考にしていきたい。

中之条町 幼稚園（2園）、保育所（2園）、こども園の名称で同一建物内に幼稚園と保育所を設置した園（1園）

長野原町 幼稚園型認定こども園（2園）

嬬恋村 こども園の名称で同一建物内に幼稚園と保育所を設置した園（1園）、幼稚園（1園）

草津町 保育所型認定こども園（1園）

東吾妻町 幼稚園型認定こども園（5園）、保育所（2園、認定こども園に隣接）

高山村 幼稚園型認定こども園（1園）、保育所（1園、認定こども園に隣接）

（塚田委員）

幼稚園、保育所、こども園、いずれの施設でも幼児教育が行われていることが理解できた。しかし、一般的にはそこまで認識されていない印象があり、漠然と幼児教育は幼稚園とこども園で行われていると認識されているようだ。保育所に通わせている保護者から、「3歳になった時に、こども園

で教育を受けさせたかった。」という声を聞いたこともある。また、小学校入学時に出身の園によってギャップが感じられるという保護者の声もあり、できれば皆が同じ教育を受けて小学校に入れる環境にしていきたいと願う。

(こども未来課長)

認定こども園のメリットは、保育の必要性の認定により、幼稚園と保育所に分けられていた子どもが同じ施設で活動できることである。しかし、認定こども園となっても、1号認定のお子さんは幼稚園と同じ時間までしか預かれないので、保育時間に関しては今と変わらないことをご留意いただきたい。

(奈良委員)

認定こども園にした場合、幼保連携型認定こども園の職員は、保育教諭として幼稚園教諭普通免許と保育士資格の両方が必要とされるが、両方の免許・資格を持っている職員はどのくらいいるのか。

(こども未来課長)

正規職員のほとんどが両方の免許・資格を持っている。片方だけであっても、仕事をしながらもう一方の免許・資格取得は可能である。

(奈良委員)

中之条保育所と伊勢町保育所の施設面での認定基準についてはどうか。また、中之条幼稚園と沢田幼稚園の場合はどうか。

(こども未来課長)

両保育所ともに子どもの活動スペースとしての園舎・園庭は、おおよそ基準を満たしているが、伊勢町保育所については、職員室スペースを増設する必要があると考えている。

両幼稚園については、0歳から2歳までの子どもを預かる認定こども園にする場合は、自園調理場の設置が必要となるが、3歳から5歳までに限定するならば、今までどおり学校給食で賄うことが可能となり、自園調理場は不要となる。この場合、保育所を残すことが前提となるが、兄弟姉妹で園が分かれることになるので、保護者の送迎の負担が増すことが予想される。送迎に関しては、通園バスも考えられるが、幼稚園の時間帯に限っての運行が現実的である。

(奈良委員)

園の立地が土砂災害警戒区域内にある場合は、考慮に入れる必要があるか。

(こども未来課長)

土砂災害警戒区域に建設の規制はないと思われるが、土砂災害警戒区域内に立地する学校等については、避難確保計画の策定において考慮され、避難訓練等が実施されている。

(湯本教育長職務代理者)

中之条町の新たな幼児教育を進める機会であり、より保護者のニーズに沿ったものを作るのがよいと思うと、認定こども園とするのがよいのではと私は感じている。将来的に子どもの数が減少することを踏まえ、現在4園ある幼稚園・保育所をどのようにしていくのか。0歳から2歳児を対象にするならば、自園調理場が必要となる。また、将来人口や災害リスクなどを考慮し、どこに設置するのがよいか。今回は、更に具体的な検討を行ってまいりたい。

(教育長)

郡内の他町村においては、保育施設は各小学校区に1園ずつ設置されており、既存の施設をこども園にしやすい環境が整っていたと言える。これに対して、中之条小学校区は、幼稚園と保育所が4園あり、検討に当たっては、保護者のニーズや利便性などの他にも中之条小学校との連携も視野に入れて検討をお願いしたい。

(2) その他

なし。

17 その他

(1) 問題行動及び教育支援センター「虹」、相談室・保健室利用、日本語サポート教室「未来」の状況について

次長兼教育指導係長より、資料について説明。6月の実績が報告された。

(2) 管内幼稚園、小・中学校の夏季休業について

次長兼教育指導係長より、資料について説明

夏季休業日の日数は34日間から35日間となっている。8月10日から16日の間は「行事を持たない週」として、全ての幼稚園、小・中学校で全職員が出勤しない期間としている。

(3) 「2025 サマー・イングリッシュ・セッション」について

学校教育係長、資料について説明

7月23日(水) ツインプラザを会場に、ALTを主体に英会話を中心にしたレクリエーションなどを行い開催する。

(4) その他

なし。

18 事務連絡

8月定例会 8月21日(木) 9時30分から ツインプラザ 研修室1

19 閉会の宣言

午前11時44分、教育長、教育委員会会議の閉会を宣す。

20 議決事項

議案第1号 教職員の人事について

議案第2号 中之条町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について

議案第3号 令和7年度 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第 4 号 中之条町スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第 5 号 「令和 7 年度 ぐんま県民カレッジ『地域の多様な学び講座』」の共催について

議案第 6 号 「第 63 回 群馬県母親大会」の後援について

(承 認)